

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十一号

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則

社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和四十八年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「別表第一及び別表第三」を「別表」に改める。

附則中第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とし、第七項を第四項とする。

別表の備考2(2)中「、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「並びに第41条の19の4第1項及び第2項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。
- 2 この規則は、この規則の施行の日以後における措置に係る措置費の徴収については、なお従前の例による。